障　第　２１８　号
令和７年４月 21 日

市町村障害福祉担当課長　様
障害福祉サービス事業所の長　様
障 害 者 支 援 施 設 長　様
障害児通所支援事業所の長　様
障 害 児 入 所 施 設 の 長　様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

新潟県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の実施について（通知）

日頃から、本県の障害福祉施策の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

厚生労働省及びこども家庭庁では、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年 11 月 22 日閣議決定）に基づき、令和６年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとしました。

本県においては、別添のとおり「新潟県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱」を定め、下記により事業を実施しますので、補助金の交付を希望する場合は、期限までに必要書類を提出いただくようお願いします。

また、市町村におかれては、管内の基準該当障害福祉サービス事業所へ周知くださるようお願いします。

記

１　交付の対象となる施設・事業所の要件

（１）基準月（※）において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定していること。

※ 基準月は、原則として令和６年 12 月とする。12 月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所等の判断により、令和７年１月、２月又は３月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和７年３月末日までに生じ、令和７年４月 10 日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

（２）以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。

・福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
・業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
・業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

※ 指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない「地域相談支援」「計画相談支援」「障害児相談支援」については、対象外となります。

２　交付申請手続

本補助金の交付を希望する場合は、交付申請が必要です。以下の書類について法人単位で作成の上、ご提出いただくようお願いします。

※ 障害者サービスと障害児サービスで申請様式が異なります。両方のサービスを行っている法人の場

合は、障害者サービス分と障害児サービス分のそれぞれで申請が必要です。
※ 新潟市が指定する事業所及び基準該当事業所についても、県に提出してください。

（1）提出書類
・別紙様式１「新潟県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の交付申請について」
・別紙様式１－２～１－４「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金計画書等」
※ 障害者サービスと障害児サービスで様式が異なります。

（2）申請方法
以下のアドレス宛にメール添付にて提出してください。
※ 申請に当たっては、必ず本通知に添付したもの又は県ホームページに掲載しているものを使用してください。
※ 各様式はPDFに変換せず、Excel形式のまま提出してください。

提出先	メールアドレス（処遇改善加算届出専用アドレス）
新潟県障害福祉課 自立支援係	syougai.syogukaizen@pref.niigata.lg.jp

※ **メールの件名は、必ず「新潟県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の届出（法人名）」にして提出してください。**
例：「新潟県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の届出（社会福祉法人○△□会）」

（3）提出期限
令和７年４月30日（水）【期限厳守】

３　変更交付申請手続（該当する場合のみ）
上記２により提出した計画書に変更が生じた場合（以下の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。）は、次により申請してください。
※ 変更交付申請を行う場合には、障害者サービス分と障害児サービス分のそれぞれで申請が必要です。
① 申請額を変更する場合
② 会社法（平成17法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
③ 複数の事業所について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合

（1）提出書類
・別紙様式２「新潟県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の変更交付申請について」
・別紙様式２－２「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金　変更に係る届出書」

（2）提出方法
上記「２　交付申請手続」の「（2）申請方法」による。
※ **メールの件名は、必ず「新潟県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の変更届出（法人名）」にしてください。**
例：「新潟県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の変更届出（社会福祉法人○△□会）」

（3）変更交付申請期限

令和７年７月 31 日（木）【期限厳守】

4　実績報告について

別途通知します。

5　債権譲渡等に係る取扱い（該当しない場合は報告不要）

国保連合会を通さず、市町村から直接報酬の支払を受けている基準該当事業所及び報酬を債権譲渡している事業所は、別紙様式１－４に口座情報を入力の上、提出してください。

6　県ホームページ

国からの通知や様式等は、新潟県のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

※ 新潟県ホームページ →分野別（健康・福祉）→ 高齢者・障害者・福祉 → 障害者の福祉 → 事業者向け情報（各種申請・届出など）→ 福祉・介護職員処遇改善加算等 → 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

【URL】https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaifukushi/jinzaikakuho2025.html

7　お問い合わせ先

【補助金の申請手続きに関すること】

新潟県福祉保健部障害福祉課 自立支援係（担当：和島）

電話：025-280-5918（直通）

電子メール：ngt040260@pref.niigata.lg.jp

受付時間：平日 8:30～17:15

【制度全般に関すること】

福祉・ 介護職員処遇改善加算等　厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9：00～18：00（土日含む）